

仕 様 書

(物件番号 R6-1 北海道釧路湖陵高等学校：1階多目的ホール設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2.0m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

別紙図の場所にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、乳飲料、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 20 円以上下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-2 北海道釧路湖陵高等学校：1階多目的ホール設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2.0m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

別紙図の場所にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

紙パック入り容器とする。

品目は清涼飲料水等とし、乳飲料、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 20 円以上下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-3 北海道釧路湖陵高等学校：1階売店前フロア設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2.0m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

牛乳、乳飲料のみ。

(2) 販売価格

標準小売価格を上回らない価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-4 北海道釧路江南高等学校：1階西側廊下設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積は、貸付面積の範囲内とし、高さは1.9m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

① お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

② 設置者は、販売開始後に北海道から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めること。

(2) 販売価格

標準小売価格から30円以上下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況(月別の販売数及び売上金額)を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-5 北海道釧路江南高等学校：1階西側廊下設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積は、貸付面積の範囲内とし、高さは1.9m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

① お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

② 設置者は、販売開始後に北海道から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めること。

(2) 販売価格

標準小売価格から30円以上下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況(月別の販売数及び売上金額)を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕様書（飲料用自動販売機）

（物件番号 R6-6 北海道釧路明輝高等学校：1階南側廊下設置場所分）

1 自動販売機の規格及び条件

（1）大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2.0m以内とすること。

（2）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による。）を認める。

2 遵守事項

（1）安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（2）使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

（3）自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

- ① 缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの清涼飲料水等（ビン及び紙パックの飲料は除く。）とし、酒類の販売は行わないこと。
- ② 設置者は、販売商品をあらかじめ書面により北海道に報告し、北海道の承諾を得るものとする。販売商品を変更する場合も同様とする。
- ③ 設置者は、販売開始後に北海道から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めること。

(2) 販売価格

標準小売価格から30円以上下げた価格とすること。

(3) 販売時間

学校が指定する時間帯とすること（概ね5時間程度）。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置に当たっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕様書（飲料用自動販売機）

（物件番号 R6-7 北海道釧路明輝高等学校：2階西側ホール設置場所分）

1 自動販売機の規格及び条件

（1）大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2.0m以内とすること。

（2）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による。）を認める。

2 遵守事項

（1）安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（2）使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

（3）自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

- ① 缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの清涼飲料水等（ビン及び紙パックの飲料は除く。）とし、酒類の販売は行わないこと。
- ② 設置者は、販売商品をあらかじめ書面により北海道に報告し、北海道の承諾を得るものとする。販売商品を変更する場合も同様とする。
- ③ 設置者は、販売開始後に北海道から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めること。

(2) 販売価格

標準小売価格から30円以上下げた価格とすること。

(3) 販売時間

学校が指定する時間帯とすること（概ね5時間程度）。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置に当たっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕様書（飲料用自動販売機）

（物件番号 R6-8 北海道釧路明輝高等学校：2階西側ホール設置場所分）

1 自動販売機の規格及び条件

（1）大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2.0m以内とすること。

（2）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による。）を認める。

2 遵守事項

（1）安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（2）使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空きパック等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

（3）自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

- ① 紙パックの牛乳及び乳製品飲料を原則とするが、紙パックの清涼飲料水も含めることを認める。また、酒類の販売は行わないこと。
- ② 設置者は、販売商品をあらかじめ書面により北海道に報告し、北海道の承諾を得るものとする。販売商品を変更する場合も同様とする。
- ③ 設置者は、販売開始後に北海道から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めること。

(2) 販売価格

標準小売価格を上回らない価格とすること。

(3) 販売時間

学校が指定する時間帯とすること（概ね5時間程度）。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置に当たっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-9 北海道釧路商業高等学校：1階生徒談話室設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2.4m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器のリサイクル回収ボックス

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置すること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

在籍生徒数等を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並

びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 30 円下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-10 北海道釧路商業高等学校：1階生徒談話室設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2.4m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器のリサイクル回収ボックス

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置すること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

在籍生徒数等を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並

びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 30 円下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-11 北海道釧路東高等学校：1階生徒玄関ホール設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 30 円以上下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-12 北海道釧路東高等学校：1階生徒玄関ホール設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 30 円以上下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-13 北海道釧路東高等学校：1階生徒玄関ホール設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 30 円以上下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-14 北海道厚岸翔洋高等学校：1階生徒玄関ホール設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

別図の箇所にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

- ① お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
- ② 設置者は、販売商品をあらかじめ書面により北海道に報告し、北海道の承諾を得るものとする。販売商品を変更する場合も同様とする。
- ③ 設置者は、販売開始後に北海道から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めること。

(2) 販売価格

標準小売価格から 20 円下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-15 北海道厚岸翔洋高等学校：1階生徒玄関ホール設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

別図の箇所にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

- ① お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
- ② 設置者は、販売商品をあらかじめ書面により北海道に報告し、北海道の承諾を得るものとする。販売商品を変更する場合も同様とする。
- ③ 設置者は、販売開始後に北海道から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めること。

(2) 販売価格

標準小売価格から 20 円下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-16 標茶高等学校：寄宿舍（黎明寮）設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは1.9m以内とすること。設置機種は36セレクション以上のものとする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

研修室前にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 20 円下げた価格とすること。

- (3) 設置者は、販売開始後に北海道から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-17 北海道阿寒高等学校：1階売店横廊下設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並

びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から10円以上下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書

(物件番号 R6-18 北海道白糠高等学校：1F 生徒玄関ホール)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から20円下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。